

地域計画

策定年月日	令和 7年 3月 31日（公告日）
更新年月日	—
目標年度	令和 16 年度
市町村名 （市町村コード）	小 野 市 （ 28218 ）
地域名 （地域内農業集落名）	河 合 地 区 （ 昭 和 町 ）

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）		31 ha
	① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	31 ha
	② 田の面積	31 ha
	③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	0 ha
	④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1 ha
	⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1 ha
	（参考）区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	ha
	うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
（備考）		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2） 地域農業の現状及び課題

・農地の総面積は38haであり、大部分は基盤整備が完了している。 ・個人農家数が57戸で、農業従事者の約7割が65才以上と営農における高齢化が進んでおり、今後、更なる農業従事者の高齢化が予想される。 ・農家の規模別では、9ha規模が1戸、3.0ha以上5ha未満が1戸、1.0ha以上3ha未満が8戸、0.5ha以上1ha未満が13戸、残りは全て0.5ha未満となる。 ・町内を拠点に営農活動を行う認定農業者が1名おり、町内農地の約1割が集積している。 ・集落営農組織はないが、地元の大規模農業者と同様に将来における営農担い手として役割が期待されている。 ・生産作物については、主に水稻がつくられている。 ・農業者における将来に向けた営農意向では、1割が「規模拡大」、6割が「現状維持」、2割が「縮小又は廃業」、1割が「未定」となった。10年後の地域農業については、多数の者が「高齢化の深刻化」、「担い手不足」や「耕作放棄地の増加」を深刻な問題として認識しており、その解決策として、実効性のある農地流動化への取組が課題となっている。

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・基本的には現状の営農を維持していくものとするが、離農や耕作放棄地の発生にあわせ、町内で営農活動を行っている認定農業者や規模拡大志向農業者などを中心に農地の流動化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。 ・栽培作物については、水稻を中心とした地域営農を今後も展開していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・基本的には現状の営農を維持していくものとするが、離農や耕作放棄地の発生にあわせ、町内で営農活動を行う認定農業者などを中心に農地の流動化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	13 %	将来の目標とする集積率	30 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
・認定農業者や規模拡大志向農業者など地域営農の担い手と期待される者が耕作する農地について、地域内で点在する経営農地の集団化とその面積拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・現状の営農を維持していくものとするが、離農や耕作放棄地の発生にあわせ、町内で営農活動を行っている認定農業者などへの農地の集積を進める。 ・農地の貸借は、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・上記(1)における農地の集積は、農地バンクを活用しながら農地の貸し借りの利用権設定を行う。 ・契約内容については、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。
(3) 基盤整備事業への取組
・有志による草刈り隊（仮称）を組織し、耕作放棄地の管理を行う。 ・新たな基盤整備事業は予定していないが、必要に応じて農作業の省力化に資する事業を検討する。 ・ほ場及び土地改良施設の機能の維持管理は、多面的機能直接支払交付金事業を活用し、適正に管理していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・新規就農を希望する者がいれば、地域営農の新たな担い手農家として育成し、地域での定着を図る。 ・新たな担い手農家の育成については、地域と連携しながら、当該担い手農家の営農の経営基盤強化につながる公的制度の活用や土地利用調整などの支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシ等の鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を計画的に設置するとともに、適切に点検・管理を行う。

②堆肥の施用等の環境保全型農業の推進に取り組む。

③地域営農の中心担い手となる認定農業者などについて、ＩＣＴを活用した生産性向上やコスト低減につながるスマート農業の導入を行う。

⑦高齢化や後継者不足により発生すると予測される耕作放棄地の管理を目的とした草刈り隊を組織する。これまでの溝普請や農業用排水路の草刈りとは違い、耕作・管理が困難になった農地を対象に草刈りを担う。隊員は登録制とし、一世帯何名でも登録可能。隊員は参加した作業時間に応じて、報酬を支払う。原則として農地の所有者からの受託作業とし、所有者は利用料金を支払う。隊員への報酬、草刈機の燃料、消耗品、保険、飲料等を含む運営費は利用料金と多面的機能直接支払交付金によって賄う。

